①	資産種類		土地及び建物
②	資産名称		１区宿舎及び１区宿舎２
③	帳簿価格	⑴取得価格	48,800,000円
		⑵減価償却	4,250,001円
		⑶帳簿価格	44,549,999円
④	不要財産となった理由		長期間継続的に入居者がいない状態であり、今後も入居する見込みがなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため。
⑤	国庫納付等の方法		現物納付
⑥	譲渡収入の額		―
⑦	控除費用		―
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	44,549,999円
		納付年月日	平成29年１月11日
		⑵地方公共団体への払戻額	―
		納付年月日	―
		⑶その他民間等への払戻額	―
		納付年月日	―
⑨	減資額		48,800,000円
⑩	備考		

①	資産種類		土地、建物及び構築物
②	資産名称		桜宿舎
③	帳簿価格	⑴取得価格	48,100,000円
		⑵減価償却	8,415,001円
		⑶帳簿価格	39,684,999円
④	不要財産となった理由		長期間継続的に入居者がいない状態であり、今後も入居する見込みがなく、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため。
⑤	国庫納付等の方法		現物納付
⑥	譲渡収入の額		―
⑦	控除費用		―
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	39,684,999円
		納付年月日	平成29年１月11日
		⑵地方公共団体への払戻額	―
		納付年月日	―
		⑶その他民間等への払戻額	―
		納付年月日	―
⑨	減資額		48,100,000円
⑩	備考		

①	資産種類		土地、建物及び構築物
②	資産名称		鷺山宿舎
③	帳簿価格	⑴取得価格	25,100,000円
		⑵減価償却	1,870,001円
		⑶帳簿価格	23,229,999円
④	不要財産となった理由		近隣にも入居可能な宿舎があり、当該宿舎に集約することが可能で、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められるため。
⑤	国庫納付等の方法		現物納付
⑥	譲渡収入の額		―
⑦	控除費用		―
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	23,229,999円
		納付年月日	平成29年１月11日
		⑵地方公共団体への払戻額	―
		納付年月日	―
		⑶その他民間等への払戻額	―
		納付年月日	―
⑨	減資額		25,100,000円
⑩	備考		